

部局における実験排水貯留槽pH計警報発生時の対応フロー

法令基準値超過発生

早急な改善対策

再発防止対策

※リアルタイム監視整備後は
環境安全センターからの自動
メール発信のため省略

第一発見者



部局事務担当

第一報連絡



環境安全
センター

- ①建物内の実験室の**給水（水道の使用）を停止**（排水ポンプが自動で停止し、排水があふれる恐れがあるため）
- ②**排水を採取してpHを測定し、原因を特定**（排水の異常又はpH計の異常）

（測定できない場合は、環境安全センター（内線3234）又は外部業者に依頼する。）

排水の異常

- ①**希釀**（0.1程度の軽微な超過の場合は水で希釀する。※1）
- ②**中和**（酸又はアルカリで中和する。中和熱や有毒ガス発生など注意が必要なため、対応責任者の指示により実施する。）
- ③**抜き取り**（外部業者に排水の抜き取りを依頼する）

※1 pHを1変動させるには10倍希釀が必要。

（不明な点は、環境安全センター（内線3234）又は外部業者に問い合わせる。）

pH計の異常

- ①**排水ポンプを稼働**
- ②**メンテナンス又は修理（施設管理課に依頼）**

（不明な点は、施設管理課（内線3234）又は外部業者に問い合わせる。）

あらかじめ、各部局等で対応責任者（化学薬品の知識がある方）を選任し、対応責任者の判断で対応を行うこと。

- ①発生源の特定（薬品や洗剤を調査する）
- ②実験廃液の回収や洗浄方法の見直し（環境安全センターHPの「洗浄マニュアル」を参照。）

- ①定期的な電極の洗浄及び校正
- ②メーカーによる定期点検（必要に応じて）